

所得税が還付になる確定申告は「還付申告センター」で

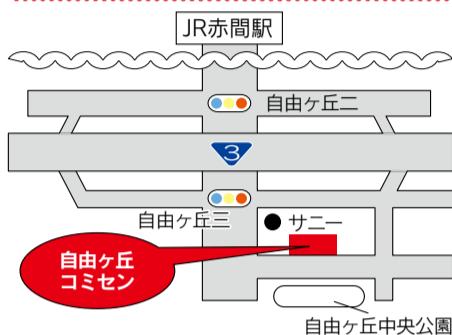
所得税の確定申告受付は2月16日(水)から始まりますが、確定申告をすることで、給与や年金から天引きされていた所得税が戻る「還付申告」は、2月1日(火)から同4日(金)まで、「還付申告センター宗像会場(自由ヶ丘地区コミュニティ・センター)」で申告できます。また、「還付申告センター」のほかに「税理士会による申告相談センター」なども設けられます。ぜひ利用してください。

問い合わせ先 香椎税務署 ☎092(661)1031(代表)

還付申告センター

宗像会場

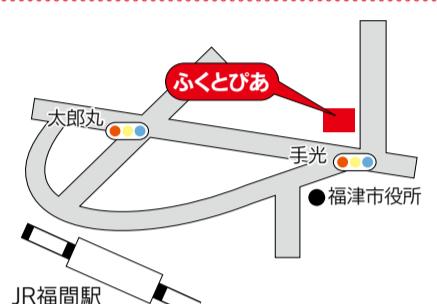
▽期間 2月1日(火)～同4日(金)
▽会場 自由ヶ丘地区
コミュニケーションセンター
▽受付時間 9:30～11:30
13:00～15:00



*例年初日は混雑します。時間に余裕を持って来場を

福津会場

▽期間 1月25日(火)、26日(水)
▽会場 ふくとぴあ(福津市健康
福祉総合センター)
▽受付時間 9:30～11:30
13:00～15:00



税理士会による申告相談センター

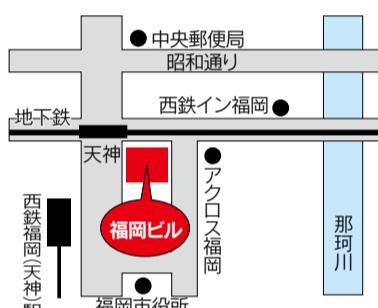
福岡会場

▽期間 2月1日(火)～3月15日(火)
*土・日曜日、祝日を除く
▽会場 福岡市中央区天神1-11-17
福岡ビル9階大ホール
▽受付時間 9:30～15:30

下記に該当する場合は、相談を受け付けていません

- 事業所得・不動産所得が300万円超
- 消費税の課税売上高が3,000万円超
- 譲渡所得 ●贈与税の申告相談

(注)3会場とも電話による問い合わせは受け付けていません



【住宅借入金等特別控除】

定の要件を満たせば、住宅借入金等特別控除を受けることができます。

- ①医師・歯科医師に支払った診療費、治療費
- ②治療・療養のための医薬品の購入費
- ③通院や入院費用で通常必要と認められるもの
- ④医師の処方にに基づく治療のためのマッサージ・はり・きゅう・柔道整復の費用
- ⑤療養上の世話を受けるために支払った費用
- ⑥助産婦による分娩の介助料
- ⑦寝たきり高齢者の紙おむつの購入費用(医師

- ①健康保険などから支払われる家族療養費、高額療養費、出産育児一時金などの給付金
- ②生命保険や損害保険契約から支払われる金額が確定している場合は、その見込額を支払った医療費から差し引きます

①医療費控除か住宅借入金等特別控除を受ける人
昨年中に多額の医療費を支払った場合や、住宅建築・増改築した場合などは、確定申告をすることによって給与や年金から天引きされていた税金(源泉徴収税)が還付されることがあります。

②年金所得者で確定申告をすると源泉徴収され

があります。

③株式などの配当収入があつた人

株式などの配当収入は、原則として、その配当が支払われる時に所得

が還付されます。

④昨年の中途で会社を退職し再就職しなかつたため、年末調整を受けない人

確定申告で年末調整と

同じように所得税の精算

を行います。

⑤確定申告で寄附金控除や雑損控除などの控除を受ける人

所得税の控除には、雑

損控除、寄附金控除、社

会保険料控除、障害者控除などがあります。詳しく述べを。

⑥確定申告で配当控除す。確定申告で配当控除

後の所得税との精算をし

て、源泉徴収された額の

正味負担額(*)が、

10万円か所得の5パーセントを超える場合は、医

療費控除を受けることができます。

⑦要介護者が指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に入所した際、介護費、食費の自己負担分として支払った額の2分の1の金額

(*) 1年間に支払った医療費総額から、保険や給付金などで補てんされる額を差し引いた金額

⑧要介護者が指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に入所した際、介護費、食費の自己負担分として支払った額の2分の1の金額

(書)が必要)

市長が発行する「おむつ使用証明書」が、2年目以降の人につき使用についての確認

書が必要)

本人や生計が同じ親族のために支払った医療費の正味負担額(*)が、10万円か所得の5パーセントを超える場合は、医療費控除を受けることができます。

⑨ケアプランに基づいて医療系居宅サービスと併せて利用する訪問介護(家事援助が中心の介護などの居宅サービス)に要する費用で自己負担した金額

(*1) 平成22年分の収入の分かる書類(給与所得の源泉徴収票、公的年金などの源泉徴収票など)

⑩金融機関からの「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」

⑪増改築の場合は、建築士からの増改築等工事証明書

⑫敷地の登記簿謄(抄)

⑬敷地の売買契約書(⑨と重複する時は1通で可)

⑭敷地の先行取得にかかるローンの時は、敷地の分譲契約書など、そのローンが一定の要件を満たすローン契約であることを証明する書類

還付申告センターで確定申告ができる人

【医療費控除】(必ず事前に領収書の合計を計算してきてください)

①本人が住宅ローンを組んで、自宅を新築か購入(中古住宅を含む)して、昨年中に住み始めた時

②増改築ローンなどを組んで、本人所有の自宅に増築か改築などして、昨年中にその部分に住み始めた時

申告に必要なもの

【共通事項】

年1月1日以降発行のもの

⑧家屋の登記簿謄(抄)

本(登記事項証明書)

⑨工事請負契約書か売買契約書

⑩金融機関からの「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」

⑪増改築の場合は、建築士からの増改築等工事証明書

⑫敷地の登記簿謄(抄)

⑬敷地の売買契約書(⑨と重複する時は1通で可)

⑭敷地の先行取得にかかるローンの時は、敷地の分譲契約書など、そのローンが一定の要件を満たすローン契約であることを証明する書類

*収入印紙があるもの

①所得控除のための証明書(国民年金保険料控除証明書、生命保険料・地震保険料控除証明書など)

②所得控除のための証明書(国民年金保険料控除証明書、生命保険料・地震保険料控除証明書など)

③認め印

④本人名義の口座番号

⑤医療費の領収書、介護保険の利用料領収書

⑥支払われる金額が確定している場合は、その見込額を支払った医療費から差し引きます

⑦住民票の写し(平成23年1月1日以降発行のもの)

⑧家屋の登記簿謄(抄)

⑨工事請負契約書か売買契約書

⑩金融機関からの「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」

⑪増改築の場合は、建築士からの増改築等工事証明書

⑫敷地の登記簿謄(抄)

⑬敷地の売買契約書(⑨と重複する時は1通で可)

⑭敷地の先行取得にかかるローンの時は、敷地の分譲契約書など、そのローンが一定の要件を満たすローン契約であることを証明する書類

*確定申告について

広報紙2月1日号でもお知らせします